

研究報告

子どもの権利条約を生かす教育実践の日韓の比較

—幕別町札内北小学校及び「学びの共同体」と韓国革新学校の教育実践—

松倉聰史^{1)*}、黄京性¹⁾、伊藤義明²⁾、塚本智宏³⁾

¹⁾名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科、²⁾音更町立緑陽台小学校、³⁾北海道東海大学

キーワード：子どもの権利条約、子ども(権利)条例、児童・生徒人権条例、教育監、学びの共同体、革新学校

はじめに

日本では戦後70年を迎えるにあたり、1947年に制定された教育基本法も2006年に全面改正され、学校教育法、地方公務員法、教職員免許法などの一部改正（いわゆる教育三法の改正）がなされ、教育の国家統制は強まっている。こうした状況のもと、教師は学力向上、いじめ対策、学習指導要領の改訂に対応するために多忙化が促進されており、ますます教育実践に取り組むことが困難になっているようにも見受けられる。しかしながら、北海道では十勝地方を中心に「子どもの権利条約」を生かす教育実践は確実に進展し、引き継がれていくであろう。

韓国では2014年6月4日に全国同時地方選挙が実施され、広域市道を司る教育監を選出する選挙では、17の地域において13箇所で進歩系の教育監が当選し、京畿道で始まった「革新学校」はますます増加する傾向にあるだろう。この地方選挙は「セウォル号」事件を背景として、野党側が責任追及を迫り、攻勢をかけたものの首長選挙では選挙前と変わらない結果であったが、教育監選挙においては進歩系の教育監の圧勝となつた。この原因は「セウォル号」事件ではなく、政治的な保守・進歩の対立でもなく、進歩系教育監が受験教育中心の教育と高校の序列化の解消、生徒の安全、無償教育や無償給食の拡大を掲げ、教育のあり方の本質を追究したからであると推測する。

本稿では子どもの権利条約を生かす教育実践を展開している北海道の幕別町札内北小学校の実践と京畿道の南漢山初等学校の革新学校の教育実践を比較する。さらに、2014年に進歩系教育監が当選したソウル特別市のソウル上原初等学校と北ソウル中学校の革新学校の教育実践を京畿道とは異なる特徴として追求することとする。そのうえで革新学校が日本の「学びの共同体」の学校改革を模範としていることが多いことを考慮し、「学びの共同体」の哲学と活動システムを検証し、子どもの権利条約の実践とどのように共通し、今後の日韓教育実践交流やアジア地域の連帯の課題を提起していきたい。

1 これまでの研究の経緯

2012年6月末に喜多明人早稲田大学教授、荒牧重人山梨学院大学教授らとともに京畿道教育庁を訪ね、金相坤（キム・サンゴン）教育監と京畿道の革新教育政策と京畿道「児童・生徒人権条例」の意義について意見交換を行った。京畿道は人口1200万人で、11万人の教師と4200校（幼・初・中・高）が存在し、200万人の児童・生徒が通学する韓国で最大の教育自治団体である。2010年6月に実施された地方総選挙で金教育監は再選され、10月には公約としてきた「児童・生徒人権条例」を制定し、学校内における体罰の全面禁止、いじめをなくし、教育格差や過度な受験競争によって序列化される学校文化を変革し、平和的で建設的な革新教育を推進している。

私たちは京畿道の革新学校のモデル校である南漢山初等学校を見学し、金榮柱校長や先生方と意見交換し、

責任著者

住所 〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1番地

E-mail: matukura@nayoro.ac.jp

廃校の危機にあった学校がどのように甦ったのかを聞いた。学校の再生のために地域住民が「入学推進委員会」を設置し、教師4人によって管理主義的な古い学校の制度をなくし、子どもを尊重し、周辺の森を学びの場として活用し、自ら体験する教育活動や楽しい遊びも取り入れた学校づくりによって現在は約160人の子どもが通い、80%以上が学区外からの転学者となっている。南漢山初等学校の「ダモイム」という全校集会が集まる生徒総会や子どもが企画・運営する教育活動と実践は十勝地方の教育実践と共通することが多い。

私たちはさらに9月中旬に十勝の芽室町で子どもの権利条例の実施状況を視察し、幕別町でも子どもの権利条例の実施状況とともに札内北小学校の教育実践の継承について、沼田校長らの話とともにそれぞれの学年の授業風景も見学した。十勝の教師たちとの意見交換会も持った。

そして2013年2月下旬には韓国の南漢山初等学校の金榮柱校長をはじめ2人の同校教諭と子どもの権利救済を専門とする金炯旭京畿道・児童生徒人権擁護官が十勝の札内北小学校を訪問して、教育実践交流の機会となった。その後、幕別町教育委員会を訪問し、十勝の教職員と交流・意見交換会を開催し、シンポジウム「子どもとともに創る学校—北海道十勝と韓国京畿道の取り組みから—」を幕別町百年記念ホール講堂で開催した。また、札幌市では「子どもの権利条例と学校—札幌市と韓国・京畿道の取り組みから—」と題するシンポジウムを開き、子どもアシストセンターの市川啓子氏と金炯旭京畿道・児童生徒人権擁護官が子どもの権利救済制度の実践報告を行い、有意義な集会となった。

ここでは「学校における子ども参加」をテーマに北海道の幕別町札内北小学校と韓国の南漢山初等学校の子ども参加の教育実践とソウル特別市の教育実践をも比較しつつ、総括的な結論を探求したい。

2 北海道の子ども権利条約を生かす教育実践—幕別町札内北小学校における子ども参加の実践—

2000年から始まった幕別町札内北小学校の子ども参加の実践を概観していくことにする。当初の札内北小学校の子どもたちの様子は集会活動では、自分がどんな内容で集められ、どのように参加したらいいのかわからずに、話も聞かずに参加させられているという感じで「楽しさ」が伝わってこなかったという。また、運動会についても教師が決めた内容に子どもたちは一部、不満の態度を示し、内容やルールについても「指示待ち」の状態で「自分が運動会をやっているんだ」という意識を持てないでいた。教職員のアンケートからも「指示待ちが多い」、「自分たちで考え、創造的な活動をすることができていない」、「言われたことはするが、主体的に活動することが少ない」などが子どもたちの実態として把握された。そのため、札内北小の教員は「手も出さない、口も出さない」、「一部分ではなく、全部を子どもに」という合言葉が子ども参加のスタートとなった。子どもたちが形だけでなく、実質的にも意見を表明し、決定につながるという子ども参加を形成するためには子どもたちと教師との正常な関係が必要となってくる。そのためには教師が、「待ちの大切さ」を実感することが最重要課題であった。こうして、札内北小の学校行事は、子どもたちが提案段階から主人公の行事となり、子どもたちが生き生きと活動し、自らのかかわりの中で発見した成功や失敗から多くのことを学び、多くの力を獲得していく行事へと変わっていった。子どもたちは大人がいなければ決められないという心の縛りから解放され、自分たちだけでできるようになるという思いを持てるようになり、子ども参加の取り組みの一歩を踏み出すことができた。また、子どもが「意見を表明する権利」をはじめ、さまざまな権利をお互いに尊重することにより、権利学習をする機会となっていました。

また、教師の側にも「待つだけの姿勢」ではなく、「寄り添いかかわり合う姿勢」を持ち、積極的にかかわろうとする姿勢へと変化していった。子ども参加の実践が深まるにつれて、「待ちの姿勢」から、一緒につくるというかかわりの姿勢にも変わってきた。

子ども参加の実践に理解を示してくれる保護者も多くいたが、不信感を抱く保護者もいて、その対応を学校全体で考えることになった。学校として保護者の声を真摯に受け止め、いたらないところは直し、学校としての考え方を聞いてもらおうということになった。「教育懇談会」を開催し、保護者が誰でも参加し、意見

を言える機会を1年間に3回実施した。保護者からは厳しい意見も出されたが、子ども参加の学校づくりに自信を深め、教師は関わり方についての共通理解を図ることの必要性を実感することとなった。

札内北小学校の子ども参加の実践は、児童会や学校行事などに子どもが主体的に関わることから始められ、「子どもの権利条約」を学ぶ権利学習は考えていなかった。「子ども参加」を先行させながらも、子どもたちは参加を通して自分の存在を確かめ、権利が尊重され、自分らしく生き、権利主体としての力を参加の経験を通して、獲得していくことができた。子どもが自由に意見を言い、決定に関わり、自らの思いで何かを創りあげていくことは「子どもの権利条約」に共通する子どもの権利観である。教師は権利学習の必要性も考えて実施することにより、子どもたちは「子ども参加」での経験と権利学習を通して一体的に理解し、自分の権利とそれが尊重されることの大切さを知って、成長していった。「子ども参加」を進める実行委員と他の子ども同士、子どもと教師の間でも休み時間などに共通のコミュニケーションが生まれたことも成果であった。

したがって、「子ども参加」と権利学習は学校づくりにおいて重要なことであり、二つを結びつけていく実践が必要である。どちらから始める実践であっても、権利を学習する意義と「子ども参加」の経験を通して権利を実際に行使する場面を設定することは、札内北小学校にとどまらない普遍的な「子ども参加」を実践する学校の拡大につながっていくことになる。

権利学習は札内北小学校を卒業して中学校に進んでいく子どもたちにとってもこれまでの「子ども参加」の実践を生かしていく知識と経験の一一致となるものである。また、権利学習は札内北小学校の教師だけでなく、他の十勝の小学校にも「伝える学習」として位置づけられている。

「子ども参加」の学校創りは、教師は指導する者であり、子どもは指導される者であるという教育観を変え、学校の中で子どもと大人がパートナーとなるという「子ども観の転換」をはかり、「子どもの権利条約」を生かした学校創りであり、子どもたちの未来を実現することにつながっている。

3 韓国における子どもの権利条約を生かす教育実践¹⁾

(1) 京畿道の革新学校における子ども参加

韓国で最も大きい教育自治団体である京畿道で、2009年5月に住民の直接選挙で選ばれた教育監は、児童・生徒の人権保障とともに教育革新の政策を展開している。2010年10月に公布された韓国初の「京畿道児童・生徒人権条例」は教育のあり方をめぐる議論を起こしている。そして、韓国の教育の現状を改善するために、教育監は「教育革新政策」を推進している。教育革新政策は、学校教育を見直し、幸せな未来を開く教育として「革新教育」と名付けられ、教育と社会の新しい希望と未来を念願している多くの国民の支持を受けながら拡がっている。

革新教育は、公教育の質的な水準を高め、平和的で、建設的な学校文化づくりを志向している。革新教育の具体的な事例が「革新学校」であり、京畿道にある2200校（初・中・高）のうち、2012年には123校が革新学校として指定され、先進的な教育モデルを形成している。革新学校に象徴される全面的な学校改革が京畿道で教育的な成果をあげていることで、このような実践が全国的な広がりをみせている。

革新学校とは公教育を革新し、教育公共性を強化し、良質な教育を平等に享受できるようにし、バランスのとれた健康な社会を再構成する社会的責任を認識させる学校のことである。「人間的な生き方」を最高に価値あるものとし、学校生活のあらゆる場面に人権を土台として、尊重と配慮、コミュニケーションと分かち合いの経験を積ませる学校のことである。人間が中心となる共同社会のライフスタイルや集団的知性を重視する、躍動的で独創的な民主的な市民を育成することをめざしている。そして革新学校には楽しく学び夢を持つている生徒がいて、学習や活動に能動的に参加し、生徒会活動や各種クラブ活動などの自律能力を伸ばすための活動に積極的に参加し、人間性を育むための全人的な成長やコミュニケーションを通じた生徒文化

が形成されている。

私たちは京畿道にある革新学校である南漢山初等学校を訪ね、新たな学校づくりの実践をみていくことにする。南漢山初等学校は1912年に開校され、2012年には100周年を迎える、「南漢山」道立公園内に位置している。しかしながら、2000年には全校生徒が26人で、クラスも3つしかなく、2001年3月には学校は廃校されることになっていた。当時、地域で市民運動を行っていた市民たちが校長と出会い、廃校の危機を乗り越えるための方法を模索し、学校づくりと共に教師4人も参加して、新たな出発をすることになった。

新たな実践は教師からであり、教師が、子どもを尊重し、子どもの日常生活を豊かにするための学校づくりを進めていった。教師たちは管理主義的な教育現場を変え、教師・子ども・保護者との信頼関係づくりと子どもの成長を支援する取り組みを実践し始めた。

教師たちはまず、管理主義的な学校制度や活動である当番制度、表彰制度、罰点制度、朝会および定期試験、他律的な生徒会議、一方的な職員会議、運動場にあった式台、軍隊式の一列並び、番号で子どもを呼ぶことを廃止した。

これまでの教育は子どもが教師から一方的な説明を聞き、筆記するだけのものであったとし、教師たちは子どもたちの体験が可能な教育活動を考え始めた。したがって、子どもたちが体を動かす活動を保障するために、既存の40分授業は無理だとし、80分の授業を設定した。教師たちは80分の授業の中で描いたり、物づくりをしたり、多様な活動を総合的に実施できるような教育課程を編成した。そして、授業後には30分の休憩時間を設けて、子どもたちがゆとりのある遊びと休息を得られるようにした。これは遊びを始めるためには10分くらいの準備時間がかかり、その後20分くらい遊ばなければ遊んだ気分にならないことを配慮したものである。

昨年までは土曜日を体験学習の日とし、160分の体験総合授業を実施した。全校生が参加する一泊二日のキャンプも学校で実施した。学期末には、学校の裁量時間を利用し、学年制もなく、集中型プログラムを開発し、夏には基礎的な生活素材である土（陶芸）、糸（製織）、布（カバン）、木（木工）、飲食（料理）のコースを選択し、翌日は展示会を開いた。

秋には公演文化体験としてダンス、歌（重唱、民謡）、劇（マダン劇、演劇）、媒体（映画、写真）などを学んで、翌日は公演を行った。

放課後には伝統音楽と英語を継続的に学んだ。特に、子どもたちは伝統音楽に高い関心を示し、週二回の外部からの専門講師を招き、3年生は一人一楽器を学んで学期末には演奏会を開いた。

一般の学校にはクラスの生徒会と全校生徒会があるが、形式的に行われているだけである。革新学校である南漢山初等学校の教師たちはそのような生徒会を廃止し、すべての子どもたちが集まり、自分たちの意見を出し、共に決定し、責任ある自治活動への転回を試みた。半年、1年を過ぎて変化が見られ、現在では行事部、文化部、体育部、奉仕部、図書部に分けられて、子どもの積極的な活動が行われている。例えば、行事部のバザー、奉仕部の学校清掃、図書部のしおり探し、文化部の歌合戦、体育部のサッカー大会など、最初から最後まで、子どもたちの主体的な企画・運営で行われている。ここでの教師の役割は、「マイクの線をつなないでください」程度の支援だけであり、あとはすべて子どもたちが主体的に運営し、参加することとなる。

南漢山初等学校は周辺の森を遊び場として活用している。これまで運動場の隅にあった遊び道具を集め、「森のなかの光の村」（子どもからの公募）をつくった。森の教室をつくり、学びの場としての傍らの川を活用し、子ども・保護者・教師の意見を尊重した図書館づくり（床暖房、山と玄関が通じる設計）、教室の床暖房を設置するなど、楽しい環境をつくりあげている。

教師会議では教師の意見が尊重され、教育課程や実践の方法が議論され、校長も教師会議の意見を尊重し、対等な関係で会議をする。教師会議では、子どもの日常生活が話題となり、共に解決しようとする姿勢で取

り組んでいる。教師からは全校生徒参加の体験授業が企画されたり、週間学習案内が家庭に送られ、保護者と子どもが学習の準備をともにするようになった。保護者たちが多様な活動（演劇、童話、旅行など）が自主的に行われ、「アパラン」という父親の参加も行われている。

2009年からは、校長および教師が、保護者や子どもに意見を聞いて新しい教育課程を設け、より豊かな実践を可能にする明確な目標を共有することになった。その目標とは「真の生きをつくる小さくて美しい学校」であり、「真の生きをつくる」ための学びは体で（体験）、自ら（自発性）、ともに（協同）、新しく（創意）、嬉しい（理解）と思う時に可能だと認識し、これに基づいて教科活動・教科外活動に取り組んだ。さらに教師会議や保護者からは学びはうまくできているが、ともに何かをつくるということは不十分であるとして、具体的な教育目標を「学びと分かち合いで真の生きをつくる学校」とした。このような教育目標を共有して、教科活動の偏りをなくし、子どもの成長のために、多様な学びと経験、進路を選択する可能性を開いていくために、南漢山初等学校では調和のとれた授業実践を行うこととなった。教育目標は、南漢山教育共同体が共有するものとして、子ども・教師・保護者が何をしなければならないかを悩みながら、実践を続けている。教育課程では、教育目標に沿った評価案を作り、子どもの自己評価が可能な学校生活通知票の開発、教育活動を本にして共有した。

また、現在の京畿道の教育監が直接選挙で当選し、南漢山初等学校は「革新学校」のモデルとされた。「革新学校」として指定されたことにより、教育行政機関からの予算支援、子どもが25人以上になればクラスの増加が可能となり、教師が教育活動に集中できるように「学校行政実務者」の配置、「革新学校」研修、校長公募制と招聘教師制の拡大、教師研究制度の実施など、民主的・教育的な学校制度を可能にした。「京畿道児童・生徒人権条例」が制定されたことによって、子どもを尊重し、学歴志向を見直し、「創意知性教育」と学びが生きる授業などの学校づくりが推進されることとなった。

南漢山初等学校は、教育目標と実践の内容・方法を継続的に見直している。11年間の学校の教育活動と実践が紹介された本も出版される。しかしながら、南漢山教育の限界もあり、教育への疑問も指摘されている。その中心的な疑問は、「学びの始まりは子どもが自らやっていくことではないか」ということである。子どもたちに「一番、記憶に残ったものは何か」と聞いたところ、教師が一生懸命にやったことではなく、「自分たちが最初から企画し、終わるまで自ら決定し、さまざまな葛藤を乗り越え、解決したこと」だと語ったのである。こうした視点から、これまでの学校の教育活動や授業のほとんどが教師主導であったという反省が行わっている。今後は子どもが自ら活動し、子どもが主役で中心となる学校はどうあるべきかを研究し、実践することが求められている。このような状況の中で、「子どもの権利条約」、「京畿道児童・生徒人権条例」をどのように生かし、子ども参加をどのように推進するかが問われている。たとえば、運動会についてもすべての構成員が喜んでいるものの、子どもたちが企画・運営に参加することは不十分であり、教師・保護者参加の企画・運営で、子どもはそれに乗っただけではないかとの反省がなされている。子ども自ら学ぶ権利を使い、自ら享受する権利を保障し、「人権」と「民主」という普遍的な教育実践が追求されている。

（2）ソウル特別市における革新学校の子ども参加の教育実践

A ソウル上原（サンウォン）初等学校の実践

2014年11月24日にソウル特別市のソウル上原（Sangwon）初等学校を訪ねた。尹錫明（ユン・ソクミョン）校長と教頭先生と革新学校担当教師の3人が午前中いっぱい、質疑に熱心に答えていただいた。京畿道の小規模な学校から始まった革新学校は、2011年からソウル特別市の大規模な革新学校への拡大につながっていった。ソウルで実施された韓国全体の教師の集会があり、ソウル特別市の特有の都市型革新学校が始まることになった。ソウル特別市の教師たちには新しい教育のアイデアがあった。京畿道の影響はもちろんあったが、全国的な規模で行われた教師の全国集会がソウル市特別市の革新学校の発端であるとのことであった。

上原初等学校は25年前に開校されたが、2011年にソウル特別市の住民の直接選挙により、進歩的教育監が当選すると革新学校制度が実施されることになった。上原初等学校は全校で33学級、740名の在学生と44名の教員からなる公立学校ではあるが、少子化が加速的に進んでいた。2012年に革新学校制度に応募して、革新学校に指定された。指定から4年目に教師の5割以上が賛同すれば再び応募することができるが、教師の84%が革新学校指定に合意しているので再申請する予定であるとのことであった。84%の教師が革新制度に賛同しているというが、残りの14%はどのような見解をもっているのかが気になって質問をしてみた。校長は、14%ほどの教師は新任として採用されたり、転勤してきたばかりの教師であり、革新学校の経験が少ないために賛成も反対もできない立場の教師がほとんどであるとの回答であった。

革新学校として指定されてから校長が任命されてきたが、革新学校の特徴としては地域性が大きな影響を及ぼしている。この学校は比較的、中流階層の子どもたちが多く、団地が多い地域にあって貧しい学校の子どもたちが少ない。革新学校の特徴として特色ある取り組みをしているのは環境教育である。まず、学校の周辺には学年別に畑を作り、花や野菜を育てている。また、学校の屋上には太陽光の設備があり、太陽光エネルギーによる発電所がある。生徒、教職員、住民が協同組合を形成して、太陽光発電を行って、ヘッピツ発電所に電気を供給しており、環境教育に役立てている。全校でも太陽光委員が80人もいて、代議員制度で運営している。

「ダモイン」という全校集会による自治会があり、遠足をどこに決めるかまで話し合って決める事になっている。その他、「ダモイン」では学校祭や校則についても意見を求めて決定することにしている。また、学年単位の「スマート・スクール制度」を採用し、6つの組織体制がよく機能している。

子どもの権利条約を生かす実践としては、懲戒においても人間の尊厳を十分に考慮し、体罰のない教育理念を実施し、課題解決も生徒自らが解決できるように民主的な市民教育が学校教育の基礎としている。体罰ではなく、言語的な方法で解決することを原則とするが、生徒の目にあまる行動に対しては反省させるための方法として、「タイム・アウト制」を採用することがあるとのことであった。もちろん、生徒の教育を受ける権利は保障することには最大限の配慮をすることを前提としていた。

革新教育とは民主的な教育システムに特徴があり、民主的な過程を重視しつつ、地域連携教育を推進していくことである。具体的には①民主的な運営として、生徒と学年指導部とP.T.A.による民主的な会議文化を形成することであり、②教育課程を革新することであり、③地域連携教育を推進し、自発的に父親によるアボジ会を年間8回、開催している。

ソウル特別市においても革新学校が拡大していく状況にあるが、教育監が選挙によって選出されるので、もし保守的な教育監が選ばれれば、教育監の方針の転換により、革新教育は影響を受けるのかとの質問を行った。尹校長はそこが大きな問題であるとしながら、教育監が変わることによって、教育が政治的論理で変動するのはよくないときっぱりとした口調で語り出した。教育は持続性こそが重要なのであり、教育の本質を見極めていくことこそが大切であり、革新学校とは本来の教育のあるべき姿を示しており、望ましい方向性と本来のあるべき役割を果たしていることを強調していた。政治的な理念が教育の中立性を侵すことになるのであり、革新学校こそが教育界にいい傾向を与えていると語っていた。

革新学校の初等学校を経験した生徒が、革新学校ではない一般中学校に進学した場合にはどのような問題があるかとの質問を試みた。尹校長からは、同じ革新学校としての中学校に進学した場合はいいが、一般的の中学校に進学した場合には心配であるとしながらも、成績中心ではないのでテストは不足がちではあっても理解力は深いので保護者は喜んでいる方々が多いとのことであった。成績中心主義の保護者は一部に革新学校のシステムに不安がっている人もいるようであるが、佐藤学の「学びの共同体」²⁾のシステムが浸透しており、日本との学校との情報交換も進んでいる。革新学校のシステムは成績評価のシステムではなく、人間としての生き方や社会性を評価することである。人間として人格形成として長い目で見る必要性があることを

強調していた。

B 北ソウル中学校 (Bukseol Middle School)

北ソウル中学校の Lee, Ha kyo (イ・ハ・ギョ) 校長先生と革新学校担当教員にインタビューを実施して、革新教育に取り組んだ背景から話を伺った。京畿道の教育監の主導で始まった革新学校制度の影響はあったものの、ソウル特別市においてももともと、より良い教育をしたいという教師たちの試みはあったようである。しかし、それが本格的にスタートしたのは、2011年のソウル特別市の教育監の住民選挙で進歩的教育監が選出されて、23校の小・中・高校が革新学校に指定されてからが本格的な始まりであった。革新学校として指定されたスタート時点では、教師の賛同者は95%以上が支持していた。現在は83%の教師の支持率となっているが、それは公立学校なので転勤により、賛同しない教員も移動して入ってきているからである。しかし、学校運営委員としての地域住民の保護者は、100%支持しているとのことであり、地域社会と保護者からの絶大な支持を得ていることがわかる。

最初に革新教育に賛同を示せなかつた教育大から新卒で赴任してきた教師も、民主主義教育とは何かということに悩み、革新教育に賛同する先輩の教師の教育方法論との違いを学び、入試中心のための教育観から人生そのものへの教育観へと転換していくにしたがって、支持へと変化していったそうである。つまり、どういう人格を育成していくかということを重視し、社会性を身につけることに重点が置かれ、教育行政中心から生徒主体の学校生活教育を中心に教育観を変えられていったという。革新学校ではない一般の中学校に赴任した教育大出身の新任教師は、教育以外のことでの悩んだということである。革新学校への新任教師は生徒が主体的に学校運営をできるように助長していく取り組み、生徒の人生そのものを長い目で見て、人格形成や社会性を養成する教育を深く考察するようになっているそうである。つまり、生徒が学校の活動を主体的に運営することを助長し、企画・参与・運営に関わることをサポートし、それらのことが評価されるよう指導しているとのことである。

学校生活を中心とする教育活動としては生徒会の自治的活動があり、自ら選挙管理委員会を作り、役員に立候補する生徒も多数いて、ポスターの掲示、立候補者の意見表明、応援者の演説などを公開し、投票までのプロセスを民主的に自律した活動として活発化させていることが特徴としてあげられる。生徒会自治をサポートする教師がいて、たくさんのイベントがあり、生徒自身で自発的に活動しているとのことである。校長を中心とする教職員組織と生徒会との話し合いの要求事項に、たとえば生徒自身が「トイレット・ペーパーにはいたずらをしない」ということを生徒全員に呼びかけることを自律的に決定して、生徒が自発的に行動を自重するように働きかけたりもするそうである。半年ごとに学生と保護者が満足度調査をするが、右上がりに満足度が増加傾向にあるとのことである。

毎年、教師が革新学校としてどのような教育が必要なのかをワークショップを開催して、教師自身の経験や課題解決などの問題点を検討し、スキルを伸ばす場として活用しているとのことである。教師同士がこのような事例研究の機会を通して、革新学校の教育について前向きに議論し、互いに向上し合っていることがうかがえる。

学校全体の約束ごととしても、生徒間どうしでも教師と生徒間でも学校における暴力(体罰)防止に取り組んでいることがあげられる。一般の中学校を長く経験している教師も、革新学校に勤務してからの違いを体感していることを語っていた。革新学校に転勤してからは、教師のストレスが少ないとのことであり、生徒のセルフ・イ斯特ームが高いことがあげられている。それは生徒自身が高い社会性を身につけており、自発的であるとともに協力的でもあるということを現していると考えられる。今まで、学校におけるいじめや暴力というものがないということであり、豊かな学校生活を営む環境が整っているということでもある。

北ソウル中学校では、教師と生徒が始業時間前に早朝サッカーをしているそうである。また、サークル活

動を大いに奨励しているし、部活動も多方面で活躍しているし、生徒の自立学習も盛んである。教師も教育課程における自主編成権が20%与えられ、しっかりと保障されている。高校、大学では学力だけではなく、リーダーシップが評価されるようになってきており、革新学校はその目的にかなった評価を得られるようになってきている。学習指導要領は確かに存在するが、指導における一定の枠組みを設定しているに過ぎず、教師の教育の自由、自律性は保障されるべきだと考えられている。

教権に対するあり方については、一般市民やマスメディア、保護者にとってはイデオロギーの違いがあり、教権をどちらに左右するかのリスクはいつも抱えているし、これからも議論は続くであろう。しかし、「教育の本質」はどうであるべきかが問われるべきである。

たとえばの話であるが、サムソン（三星）という韓国最大の財閥であり、就職でも最難関とされる人気企業が採用する人材に対して学歴だけを問題とせずに、人間性とか人格や社会性を重んじるという条件を提示すれば一気に学校教育のあり方が変わり、革新学校の教育が主流になる可能性があると考えている。革新学校は教育の本質を追究する学校であり、学歴主義の韓国の教育界の現状を打破すべき最高の教育のあり方を追求しており、保護者が革新学校の内容を熟知すれば自らの子どもに革新学校を勧めていくことになるであろう。韓国の生徒が受験競争だけを目的としてソウル大学や延世大学に合格するかどうかが成功や失敗と言うことにはならず、人間としてどう生きるかが最も大切な教育であることに気づいてくることになるであろう。

教権における考え方の違いは経験的に見るならば、端的に言うと教権侵害問題は生徒の学習する権利をいかに保障するかということで解決されるべき問題だと考えている。たとえば、革新学校であれば1年生であっても、生徒同士は友達になりやすく、互いに顔を覚えていて、数学やわからない勉強を互いに教え合って学ぶ楽しさを感じることができ、クラスメートは点数を争う競争相手ではない関係づくりが基本となってい

る。

校長や革新学校担当教師のインタビュー調査が終了する頃に、北ソウル中学校の生徒会担当の教師が、生徒会役員の生徒を連れてきて、私たちに紹介し、直接、生徒会役員に質問する機会を提供してくれた。生徒会役員は自治会活動がさかんであり、多くの生徒から選ばれただけに大変、しっかりとした受け答えをしてくれた。自治会活動として、生徒の要望であった下級生が先輩である上級生が使用する脱衣場を使はずトイレで着替えをしなければならない現状を問題解決したという事例を、顧問の先生が語ってくれた。私はこの生徒会の役員が将来、どのような人間になりたいと思っているのかということと、この革新学校に学んでの感想を訪ねてみた。すると、男子生徒は大学に行って経済学をしっかりと学び、数種類の企業をまとめる起業家になりたいとの夢を語ってくれた。女子生徒は教育大学に進み、小学校の先生になりたいと話してくれた。また、他の女子生徒は英語をしっかりと学んで航空会社に就職し、キャビン・アテンダントになることが夢だと語っていた。それぞれの生徒役員は自分が何になりたいのかという夢がしっかりとヴィジョンとして描かれていて、そのために自分が中学校での学びをしているのであるという自己肯定感や社会性や人間性を磨こうとしている意識がこちらにも伝わってくる話しぶりであった。この革新学校では幾種類もの企業に早い段階から、職業体験をさせて、自らの進路や将来の夢を育てる教育につなげていることが理解できた。そして、生徒会役員は自分の言葉でしっかりとこの革新学校に入学して良かったと述べ、学ぶことや友達関係も良好で楽しいと語ってくれた。生徒会役員の生徒の明るい表情や自信に満ちた態度で、将来の夢に向かって学んでいる姿に革新学校の教育が一般的の学校とは異なる生徒に導いていることを実感した。

4 「学びの共同体」という教育実践に関する考察

韓国の革新学校の教育実践を展開している教育者との会話の中で、必ずと言っていいほど語られるキーワードというべき言葉が「学びの共同体」という日本の教育実践が語られることである。私は「学びの共同体」

という佐藤学が提唱する教育実践のことを知識としては知っているものの、どのような歴史と思想のもとに日本では展開されているのか、またなぜ韓国ではこれほどまでに彼の実践が評価されているのかについて、詳細に把握していなかった。日韓の教育実践を比較するうえで、私なりに佐藤学の「学びの共同体」がどのような学校実践を目的として、どのように展開しようとしているのかを整理しておかねばならないと考える。そのことが日韓の教育実践と今後の交流をさらに前進させていく原動力になるのではないかと思うからである。

そもそも、「学びの共同体」(learning community)とは、ジョン・デューイ(John Dewey)が1986年にシカゴ大学に附設した実験学校(laboratory school)に由来し、1910年代以降の新教育運動において世界各国に普及し、1970年代アメリカのオープン・スクールなどの革新主義(progressivism [進歩主義])の教育改革に継承され、今日でも21世紀の学校のヴィジョンのひとつとして語られている実践を意味する³⁾。日本の学校改革において「学びの共同体」の概念が登場するのは佐藤学の著書「対話的実践としての学び—学習共同体を求めて」(1992年)が最初であり、佐藤学が協力した新潟県小千谷市小千谷小学校の改革事例においてであるとされる。「学びの共同体」づくりの学校改革が全国的に拡大する出発点になったのが、茅ヶ崎市教育委員会による「21世紀のパイロットスクール・浜之郷小学校」の創設(1998年)である。浜之郷小学校は公立学校として独自の改革理念を定めた教育ヴィジョンを掲げて、「学びの共同体」としての学校の理念と哲学を実践した。

「学びの共同体」は、「21世紀型の学校」のヴィジョンを示す概念として、子どもたちが学び育ち合う場所、教師も専門家として学び育ち合う場所、保護者や市民も学校の教育活動に参加して学び育ち合う場所へと学校を再生する実践活動である。この実践では、教室においては生徒たちが協同する学びの実践、職員室においては教師が授業実践に創意的に挑戦し学び合う同僚性の構築、保護者や市民が授業実践に参加して教師と協同する「学習参加」の取り組みを行っている。

「学びの共同体」を支える哲学的な原理は「公共性」(public philosophy)と「民主主義」(democracy)と「卓越性」(excellence)の三つからなっている。①「公共性」においては、学校は公共的使命(public mission)とその責任によって組織された場所であり、教師は公共的使命とその責任を担う専門家とされている。学校の「公共性」の意味は学校が公共空間(public space)として開かれていることにより、多様な生き方や考え方が対話的コミュニケーションによって交流されている場となっていることである。②「民主主義」はデューイが定義したように、「他者と共に生きる方法」(a way of associated living)を意味しており、学校の目的は民主主義社会の建設にあり、学校そのものが民主的な組織でなければならないとされる。民主主義の原理で組織された学校においては、子ども、教師、保護者の一人ひとりが固有の役割と責任を負って学校運営に参加する主人公(protagonist)となっている。③「卓越性」とは他者と比べて優れているという意味の優秀さではなく、自らのベストを尽くして最高のものを追求するという意味である。したがって、競争による卓越性は優越感と劣等感をもたらすが、自己のベストを尽くす学び合いは教える者にも学ぶ者にも慎み深さと謙虚さをもたらすことになる。佐藤学はこの卓越性の追求を「背伸びとジャンプのある学び」として提唱している。この三つの哲学をもとに「学びの共同体」の活動システムは「他者の声を聴き合う関係」を基盤としており、この関係はすべての生徒を「学びの主人公」とする関係であり、学習者の間を幸福にし、互恵性を生み出し、信頼感を高め、学びに最適な環境をつくりだすことになる⁴⁾。「学びの共同体」の改革は、約300校のパイロット・スクールを中心に、約1500校の小学校、2000校の中学校、300校の高校で挑戦され、年間に1000回以上の公開研究会が行われている⁵⁾。

韓国において「学びの共同体」が導入されたのは、2001年に孫于正(ソン・ウジョン)氏(ソウル市代案教育センター専門教育委員)が「教育改革をデザインする」(佐藤学、岩波書店、1997年)を翻訳して、紹介したのが始まりだとされる⁶⁾。この本が韓国の教員組合をはじめとする多くの教師団体によって教師のため

の必読書として紹介され、「学びの共同体」が多く教師たちと教育研究者たちの関心を集めようになり、2002年から日本の学校訪問につながるようになった。韓国の教師が日本の学校を休み期間を利用して訪問し、授業研究会を参観するようになり、2009年までに「学びの共同体」実践校を訪れた韓国の教師や研究者の数は200～300人に及ぶとされている⁷⁾。日本の学校を訪問した教師たちを中心に韓国でも「学びの共同体」としての学校改革の挑戦が始まっている。韓国の初等学校から高等学校に至るまで、学校教育の大部分が大学受験準備に偏ったものであり、競争主義や学歴偏重による生徒の自己肯定感の喪失や学校離れの急増、自殺率の高さが問題となっていた。日本の「学びの共同体」としての学校づくりが、韓国では公教育への代案としての民間学校における「代案学校」が1990年代後半に急増し、金永三（キム・ヨンサム）政府の1995年の教育改革方案によって学校教育の多様性をめざす「特殊化学校」政策に見いだすことができる。その後、2009年に韓国で最大の自治体である京畿道の住民選挙により金相坤教育監が選出され、児童・生徒人権条例制定と革新学校が推進されることになる。この革新学校にも「学びの共同体」の理念が多大な影響力をもたらしていることが、2013年に学習院大学で開催された国際シンポジウム「転換期アジアの学校改革—中国・韓国・日本—」において、金相坤教育監と佐藤学が共に講演して、討論していることからもうかがわれる⁸⁾。

佐藤学は「学びの共同体」の改革は、アジアにおける民主主義の発展と資本のグローバル化、それに伴うナショナリズムの復活と国際経済競争の激化の状況の中で、アジア諸国における「学びの共和国」(republic of learning)が可能なことを表現していると総括している⁹⁾。

5 結論と課題

子どもの権利条約は日本では1994年に批准し、世界で158番目の締約国となって以来、全国の自治体においても100ほどの「子ども（権利）条例」が制定され、「子どもにやさしいまちづくり」が拡大している。北海道でも現在、8自治体（奈井江町、芽室町、札幌市、滝川市、幕別町、旭川市、北広島市、士別市）で「子ども（権利）条例」が制定され、子ども参加が促進されてきた。特に「子どもの権利条約」を生かす教育実践としては、十勝地方における土幌中央中学校の先駆的な子ども参加の教育実践の影響もあり、幕別町札内北小学校の子ども参加の教育実践や子どもの権利学習が拡大していると言えよう。

韓国では「子どもの権利条約」が学校教育に生かされる「児童・生徒人権条例」として京畿道、ソウル市などで制定され、京畿道の金相坤教育監が「革新学校」として南漢山初等学校などを指定校にすることにより、飛躍的に「革新学校」が拡大（2013年現在で全国488校）している。2014年6月に実施された地方選挙によって、広域の教育行政を司る教育監を選出する選挙では、韓国全体17箇所のうち13箇所で進歩的教育監が当選し、4年前の選挙から大きく躍進している。今後も進歩的教育監のもとで、韓国において「革新学校」が子ども参加の教育実践を拡大していくことになるであろう。京畿道およびソウル特別市の「革新学校」を訪問して、驚くべきことはどこでも日本の教育実践に関心を持ち、特に佐藤学の「学びの共同体」の哲学や思想を教育実践に結びつけようと現場の教師が学んでいることであった。

日韓の教育実践を比較すると、その共通性として「子どもの権利条約」における子ども一人ひとりの尊厳性を基礎とし、子ども自身が権利行使する主体としての子ども観に立ち、子どもが民主主義の一員として意見表明権行使し、市民的権利行使する市民（citizenship）教育の充実を目的としていることにおいてみごとに一致していると感じる。札内北小学校における子ども参加の実践は、子どもの権利条約における意見表明権行使して、自己決定に結びつき、自分らしく生きる能力を獲得する実践でもあった。また、教師と子どもたちとの対等な人間としての自治的活動や保護者との関係づくりも韓国の革新学校の実践によく似ている。

韓国の革新学校の飛躍的な発展は、中央政治における保守的な傾向とは異なり、住民投票においても保護者や地域住民の圧倒的な支持を得て、全国的な拡大を見せており、韓国における受験競争の激化と学歴偏重

の教育が子どもたちを受動的にし、一人ひとりの個性が奪われていく弊害を生んでしまったことに対するオルタナティヴな教育への追求が、教育の本質のあり方を求める革新教育への支持層を拡大していると見ることができる。これからの中学校改革はいっそう政治権力から分離し、経済競争からも分離して、「持続可能性」が問われていることになるであろう。

日本における政府主導の教育改革は教育基本法の改正以来、教育の全体的な支配を追求し、教師に対する権力統制を強化し、新自由主義的な競争主義を子どもたちに要求し続けている。しかしながら、「子どもの権利条約」というグローバル・スタンダードが教育基本法にも変わる世界基準として、地方自治体の子ども（権利）条例としても拡大し、持続的な子どもの権利を保障する教育実践を要求することになるだろう。

日本の教育実践としての「学びの共同体」の学校改革は1998年の茅ヶ崎市浜之郷小学校に始まるが、2001年の富士市岳陽中学校のパイロット・スクールとして全国の関心を集めることになる。「学び共同体」が子どもの権利条約を批准後に全国の小中学校の1割を超える勢力として伸びているのはデューイの民主主義の哲学を基礎としているとはいえ、子ども一人ひとりを尊重し、子どもが学び合う場所、教師も専門家として学び合う場所、保護者も市民も学び育ち合う場所へ学校を再生したのは子どもの権利条約に合致している。まさに、こうした学校教育の改革が、韓国の革新学校の模範とされていったのだと推測できる。

今後の課題は、アジア諸国における政治による教育政策の混乱と国際経済競争の激化の中で、一方で根底的に発展するアジアにおける民主主義とそのグローバル・スタンダードとしての子どもの権利条約の理念を生かした「持続可能な教育改革」をどのように教育実践として進展させていくかである。アジア諸国での政治体制の教育統制を子ども、教師、保護者、市民が学びの主権者として日韓を中心とする教育実践の交流によって打破し、「学びの共和国」の連帯を可能していくかどうかを今後の研究の課題としたい。

【註】

- 1) 韓国における京畿道およびソウル特別市の革新学校の調査方法としては、半構造化面接法を利用した個人インタビューを行った。
- 2) 佐藤学、「教育の方法」、放送大学叢書、左右社、2010年7月、183～189頁。
- 3) 佐藤学、「学校改革の哲学」、東京大学出版会、2012年3月、120頁。
- 4) 佐藤学、前掲書、120～123頁。
- 5) 佐藤学、「学びの共同体」の改革
<http://japan.school-lc.com/wp-content/uploads/794dd2acf4341ddf80f9cd76f54a101d.pdf>
- 6) 申 智媛、和光大学現代人間学部紀要 第3号、2010年3月、60頁。
- 7) 前掲、61頁。
- 8) 学習院 広報 プレスリリース・メディア掲載情報
http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kikaku/koho/media/20131031_02.html
- 9) 前掲註5)

【引用・参考文献】

- 1 澤田・和田・喜多・荒牧編、「子どもとともに創る学校」、日本評論社、2006年。
- 2 「フォーラム子どもの権利研究2012〈レジュメ、資料集〉」、子どもの権利条約総合研究所。
- 3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013報告資料集、
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013実行委員会発行・編集。
- 4 「革新学校」、京畿道教育庁、2009年。
- 5 佐藤学、「学びの身体技法」、太郎次郎社、1997年。